



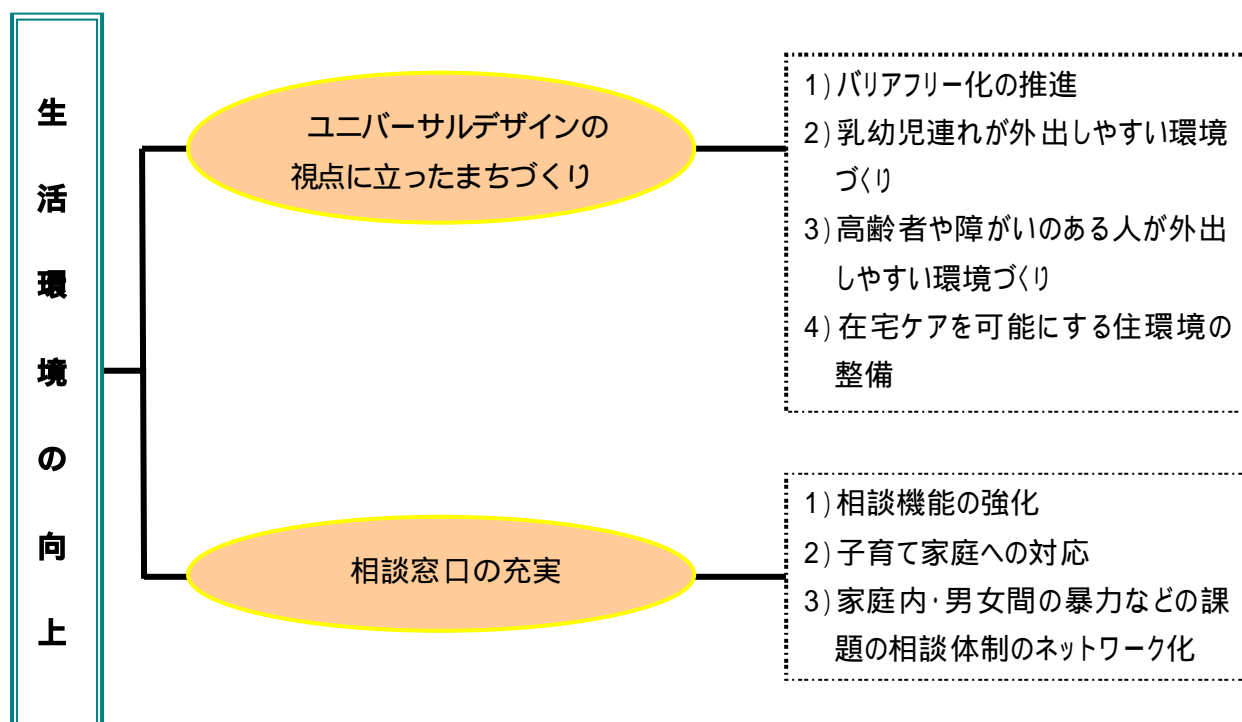
## 3.3 共にいきる めくもりの つるが

### (1) 生活環境の向上

#### 〔基本方針〕

障がいのある人や高齢者、妊産婦など全ての市民が、快適で、安全に生活・交流できるように、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

市の窓口をはじめとして各種相談窓口の対応力を高めるとともに、連携やネットワークの強化を図ります。



## ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

### 1) バリアフリー化の推進

- 障がいのある人や高齢者等が自由に行動し、社会参加ができるように、公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を一層推進します。民間施設においても、バリアフリー化を勧奨していきます。
- 全ての市民にとって利用しやすい、潤いのある快適な環境づくりにむけて、通行を妨げる障害物等の撤去を行うとともに、ユニバーサルデザインの視点で、市民全体が共に利用する意識を啓発します。

### 2) 乳幼児連れが外出しやすい環境づくり

- 公共施設のトイレにはベビーシート、おむつ交換台の設置を促進します。
- 市立病院の待合室を、乳幼児連れでも利用しやすくなるように、スペースづくりなどを検討します。
- 乳幼児が利用する施設における車の駐車について、一般の利用を控えるように、事業者に対して協力を依頼します。

### 3) 高齢者や障がいのある人が外出しやすい環境づくり

- 歩道の拡幅、段差の解消、反射板の設置など福祉的な配慮のある交通安全施設の設置、歩道の確保に努めます。

### 4) 在宅ケアを可能にする住環境の整備

- 高齢者や障がいのある人の安全で快適な在宅生活の維持向上と介護者の負担軽減を図るため、バリアフリー化等の住宅改修費に対する助成を引き続き行います。
- 市営住宅におけるバリアフリー化を引き続き行い、高齢者や障がいのある人に配慮した住環境の整備を推進します。
- 在宅での自立生活を支える福祉用具や住宅改修に関して、サービス事業者への指導等に努めます。

## 相談窓口の充実

### 1) 相談機能の強化

- 多様化する住民サービスへの的確な対応や今後の地域福祉推進のため、市の窓口、子育て総合支援センター、地域包括支援センター、健康管理センター、市社会福祉協議会など、各相談機関の相談員や専門員の配置と資質の向上などを図り、相談機能の充実に努めます。
- 低所得者等の生活の状況に応じ、幅広い相談、助言を行うため、各種機関が実施する助成、支援情報の収集に努め、適切な福祉サービスの情報提供と相談体制の充実に努めます。
- 高齢者の相談は、地域包括支援センター等が窓口の中心となり、各関係機関との連携のもと、相談体制のネットワークの強化を図り、適切な対応に努めます。
- 障がい者の相談は、相談支援事業所が窓口の中心となり、各関係機関との連携のもと、相談体制のネットワークの強化を図り、適切な対応に努めます。

### 2) 子育て家庭への対応

- 子育て家庭の育児不安等に対する相談指導や子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援センター事業を充実し、地域全体で子育てを支援します。

### 3) 家庭内・男女間の暴力などの相談体制のネットワーク化

- 児童虐待に関しては要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待については地域包括支援センターを中心にした高齢者虐待防止ネットワークが組織され、DVに関する相談窓口も確保しています。複数の課題を抱えていたり、複雑な課題が多くなる傾向がみられることから、相談体制のネットワークを、庁内及び関係機関と連携して強化します。

生活環境の向上に関連する主要事業：

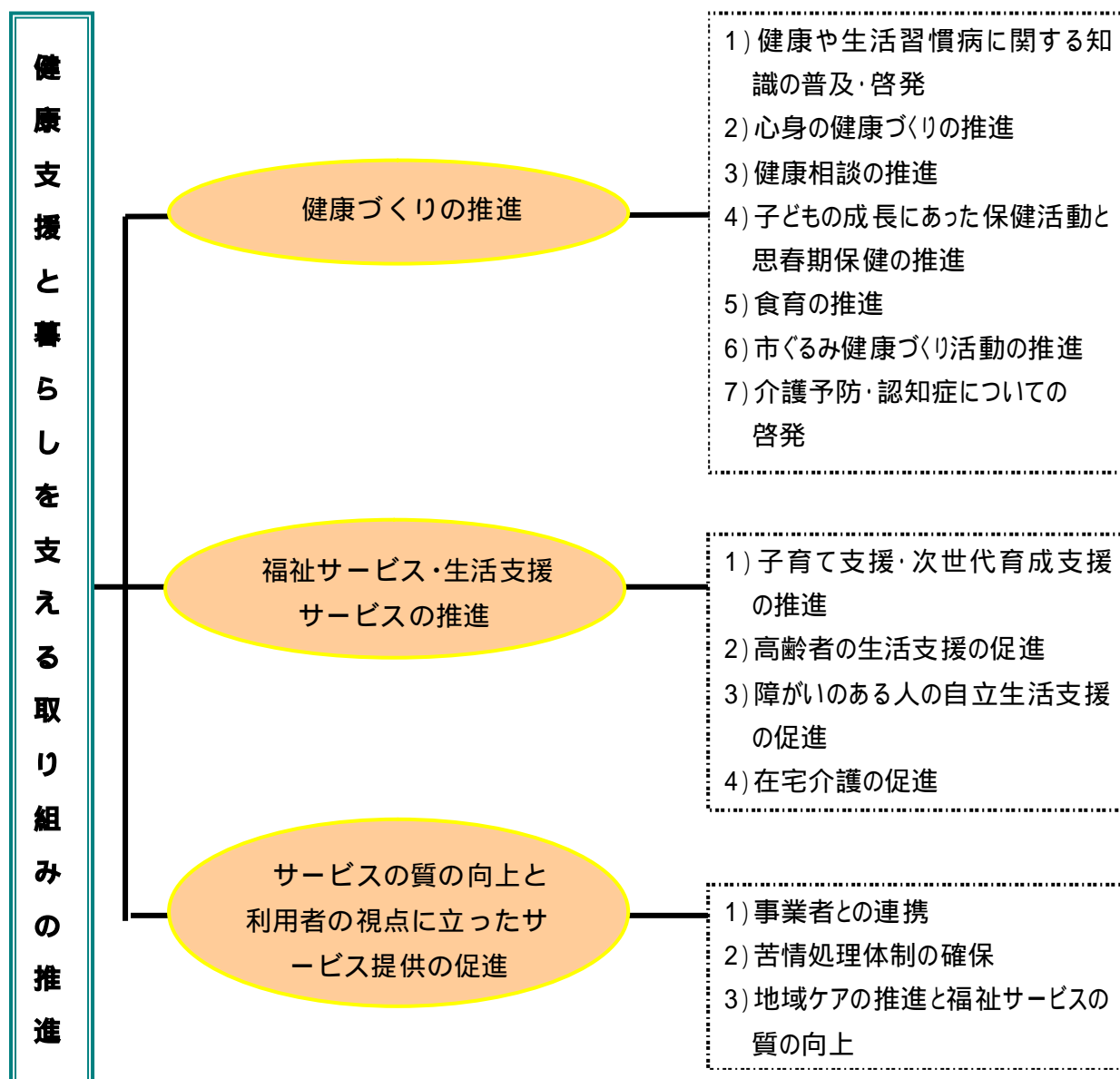
- 相談事業費【市民協働課】
- 総合相談事業(社会福祉協議会運営費補助金)【地域福祉課】
- 相談支援事業費【地域福祉課】
- 重度身体障害者住宅改造補助金【地域福祉課】
- 住環境整備事業費補助金【地域福祉課】
- 地域包括支援センターの運営【介護保険課】
- 人にやさしい道づくり事業費【道路河川課】

(主要事業の内容は関連資料を参照)

## (2) 健康支援と暮らしを支える取り組みの推進

### 〔基本方針〕

市民の健康づくりと暮らしを支えるサービス・取り組みについては、各分野の具体的な計画に基づき推進します。推進にあたっては、地域やサービス事業者との連携・関わりが重要であることをふまえて、連携・ネットワークづくりを推進します。また、サービスの質を高め、サービス利用者が安心して利用できるように支援していきます。



## 健康づくりの推進

### 1) 健康や生活習慣病に関する知識の普及・啓発

- 若年層を含め、生活習慣病に関する知識の普及・浸透に努め、生活習慣病予防の重要性の周知を図ります。
- ウォーキングに取り組む市民も増えており、ラジオ体操などをはじめとして気軽に健康づくりや運動に取り組めるように環境づくりに取り組み、市民に働きかけていきます。

### 2) 心身の健康づくりの推進

- 健康づくりの拠点として、健康管理センターの機能の強化を図るとともに、健康つるが21計画の見直しを行い、これに基づき、市民のライフステージにあわせた健康づくり支援事業を推進します。
- 特定健康診査をはじめとする各種健康診査・がん検診の受診を積極的に奨励するとともに、未受診者対策に取り組み、健診受診率の向上を図ります。そして、健診結果で支援が必要な方への保健指導と、適切なフォローに勤めます。
- かかりつけ医の普及を促進します。市医師会をはじめ地域の医療機関と、福祉・保健分野との連携を強化します。
- 県精神保健福祉センターや二州健康福祉センターと連携・協力して、市民のストレス対策の強化や、ひきこもり対策の推進を図ります。また、自殺者対策に取り組みます。
- 児童・生徒の心と体の問題に対して、学校、家庭、地域の連携を深めるとともに、専門機関のアドバイスや支援を受けながら、子どもが直接相談できる場の確保やカウンセラーの配置など、適切な対応に向けた取り組みを進めます。

### 3) 健康相談の推進

- 健康に関する各種相談の場を拡充し、適切に対応できるようにします。

#### 4) 子どもの成長にあった保健活動と思春期保健の推進

- 飲酒や喫煙、薬物等による健康被害の認識が浸透するように、学校、家庭、地域が連携しながら取り組んでいきます。
- 幼少期から健康に関心を持つように、料理教室をはじめとする体験学習を通じた食育の推進を図ります。
- 健康づくり、体力づくりのために、子ども達の運動や外遊びを促進します。
- 発達段階において支援が必要な子どもの把握と早期から関わりがもてるようにするため、乳幼児健診等などの機会をとらえ、的確な相談・指導に努めます。また、発達障がいについての理解が深まるように啓発します。

#### 5) 食育の推進

- 食の大切さ・楽しさを啓発するとともに、地元の産物の紹介や地産地消などの食育活動を推進します。食生活改善推進員の地域での活動を支援します。

#### 6) 市ぐるみ健康づくり活動の推進

- 栄養・食生活の環境整備を図るため、市内の飲食店に対して、エネルギー（カロリー）や栄養成分等の表示を勧奨します。
- 公共施設における分煙・禁煙の推進に努めます。
- 健康づくりをサポートする人材として、保健師・栄養士等の資質の向上を図るとともに、地域における健康づくりをサポートする食生活改善推進員等の育成に努めます。

#### 7) 介護予防・認知症についての啓発

- 認知症に関する認識が深まるように、広報、ケーブルテレビ、ホームページなどを活用します。認知症フォーラムを継続して開催するとともに、脳健康教室や地域ふれあいサロンでの認知症予防などの教室を開設し、参加を促進します。
- 地域包括支援センター等で展開している介護予防事業への参加を促進するとともに、介護予防に関する認識を深められるように啓発します。

## 福祉サービス・生活支援サービスの推進

### 1) 子育て支援・次世代育成支援の推進

- 敦賀市次世代育成支援対策行動計画に基づき、保育サービス、学童保育など子どもの居場所づくり等の充実を図ります。
- ファミリーサポートセンター事業やNPO法人・シルバー人材センターで行っている一時的な預かりなど、地域における子育て支援、仕事と子育ての両立を支援する取り組みを推進し、子育て家庭の利用を促進します。
- 男女ともに育児休暇や介護休暇を取得しやすくなるように、市内企業への働きかけを雇用環境整備の中で継続します。また、次世代育成支援対策推進法の周知を図ります。

### 2) 高齢者の生活支援の促進

- 敦賀市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の健康福祉施策と介護保険事業を推進します。
- ひとり暮らし高齢者が増加傾向であり、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援・福祉サービスを推進します。
- 介護する家族を支援するサービスを推進します。
- 地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、ボランティアなどが高齢者に関わり、支援する「地域ケア体制」を拡充します。
- 地域包括支援センター、健康管理センター、市社会福祉協議会が連携し、介護予防・生活支援サービス提供体制の整備を図ります。
- 地域での見守り活動等を支援します。

### 3) 障がいのある人の自立生活支援の促進

- 敦賀市障害者基本計画・障害福祉計画に基づき、障がいのある人の地域での自立した暮らしを支える取り組みと、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスを推進します。
- 障がいのある人が地域での生活を継続または地域での生活に移行できるように、居住の場の確保を支援するとともに、地域で見守り・協力体制づくりに努めます。

#### 4) 在宅介護の促進

- 支援や介護を必要とする高齢者や障がいのある人及びその家族の日常生活や社会生活が向上するように、在宅サービスの充実を図ります。
- 在宅介護に関する保健福祉・介護サービスが総合的に提供できるように、地域における在宅介護支援機能の強化を図ります。
- 在宅介護に関する実践的な研修や介護知識・技術の普及、情報提供や介護相談を行う相談体制の強化を図ります。
- 障がいのある人やその家族の地域における在宅生活を支援するため、敦賀市障害福祉計画に基づき、相談支援事業をはじめ、日中活動の場、居住の場を確保して生活を支援する障がい福祉サービスを推進します。

---

### サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進

---

#### 1) 事業者との連携

- 市と事業者との連携を深めるとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定提供、質の向上を図ります。
- 事業所へ多様化する福祉サービスの制度や仕組み、また、法人・施設等の運営に際し遵守すべき規程、基準等について周知徹底を図ります。また、利用者に対する積極的な情報提供を促すなど、一層適切なサービス提供に向けた指導の充実に努めます。

#### 2) 苦情処理体制の確保

- 全ての事業者において、苦情解決の仕組みの整備が図られるように、あらゆる機会を通じて、苦情解決の仕組みの整備とサービス利用者等への周知について、指導・助言を行います。
- 事業者段階の苦情解決がより適切かつ円滑に行われるように、「福井県社会福祉協議会運営適正化委員会」が行う研修等への参加を呼びかけます。
- 福祉サービス及び介護保険サービスに関する苦情が、適切な機関に受け継がれ、迅速かつ円滑に解決されるように、関係機関との連携体制を整備します。



### 3) 地域ケアの推進と福祉サービスの質の向上

- 高齢者については地域包括支援センターを中心とした体制、障がい者は地域自立支援協議会、子育て家庭の支援は子育て総合支援センター等のサポート体制を確保しています。今後もより機能的に対応できるようにネットワーク化を図り、支援が必要な人にあったケアや関わりができるように取り組みます。高齢者等のニーズをきめ細かく把握し、必要なサービスを的確に利用できるようにします。また、ケアマネジメントを行う介護支援専門員等の養成及び質の向上を図ります。
- 入所施設に対しては、身体拘束ゼロ作戦を啓発するとともに、各事業所で各種福祉・介護サービスの質の向上を図る取り組みが進むように、情報提供等に努めます。

健康支援と暮らしを支える取り組みの推進に関連する主要事業:

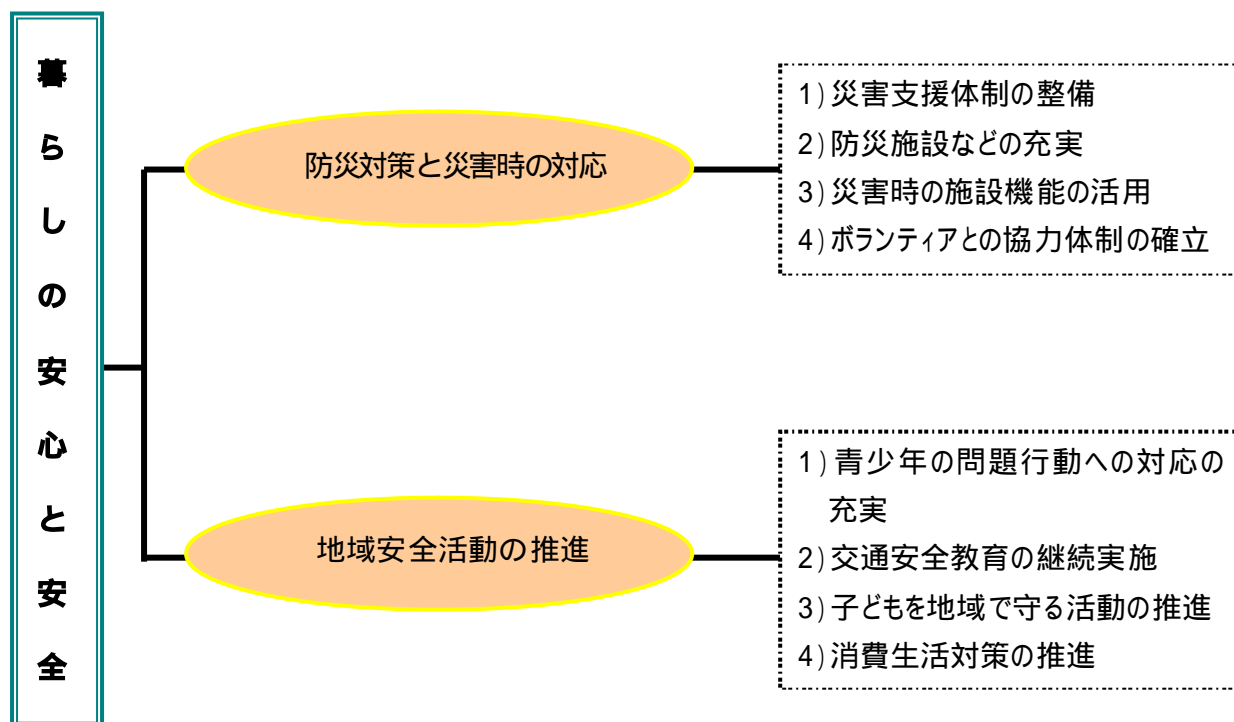
- 日中一時支援事業費【地域福祉課】
- ねたきり老人等介護福祉手当支給費【地域福祉課】
- 緊急通報システム整備事業費【地域福祉課】
- 家族介護用品支給費【地域福祉課】
- 市民健康食づくり事業費【健康管理センター】
- すみずみ子育てサポート事業費【児童家庭課】
- 放課後児童健全育成事業費  
【児童家庭課・子育て総合支援センター】
- 認知症地域資源ネットワーク推進事業費【介護保険課】
- 介護相談員派遣事業費【介護保険課】
- 介護費用適正化事業費【介護保険課】
- 不登校対策適応指導事業費【学校教育課】

(主要事業の内容は関連資料を参照)

### (3) 暮らしの安心と安全

#### 〔基本方針〕

住み慣れた地域で、地域とのつながりをもちながら安心して暮らせるように、安心安全のまちづくりを推進します。



---

## 防災対策と災害時の対応

---

### 1) 災害支援体制の整備

- 避難・救援活動や安全確認など、地域、警察署、消防署、医療機関の連携体制を強化します。
- 防災訓練は、地域住民と高齢者や障がいのある人等の参加を促進するとともに、各福祉施設で定期的な実施を働きかけます。

### 2) 避難施設などの充実

- 災害時の拠点となる避難所について、耐震補強並びにバリアフリー化を図るとともに、災害時要援護者に配慮した食糧や備蓄品の整備を推進します。

### 3) 災害時の施設機能の活用

- 災害救助活動を円滑に行うため、各種施設を地域の拠点として福祉避難所指定と施設開放ができるように予防対策を推進します。

### 4) ボランティアとの協力体制の確立

- 災害時に活動できる市民のボランティアの登録を促進します。また、災害時におけるボランティアの受け入れ体制等について協議する市災害ボランティアセンター連絡会の活動を推進します。

---

## 地域安全活動の推進

---

### 1) 青少年の問題行動への対応の充実

- 児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア、家庭等が連携した地域ぐるみの支援ネットワークの整備を図るとともに、個別的・具体的な問題に対しては関係機関による専門チームを編成し、非行防止及び問題行動への対応を図ります。

### 2) 交通安全教育の継続実施

- 子どもから高齢者まで、各年齢層に合わせた交通安全教育を関係機関と協力しながら、引き続き実施します。
- 高齢ドライバー、自転車利用者のマナーと安全性を高めるための啓発活動を関係機関と協力して取り組みます。

### 3) 子どもを地域で守る活動の推進

- 不審者情報の配信や、地域の協力で登下校時の見守り隊の活動が展開されており、継続して地域で子どもの安全を守る活動を支援します。
- 子どもの健全育成を支援するため、少年愛護センターの相談活動、地域と連携した見守り活動などを継続して推進します。

### 4) 消費生活対策の推進

- 消費生活におけるトラブル等を未然に防ぐため情報提供を行うとともに、相談の体制を確保します。

暮らしの安心と安全に関連する主要事業：

- 障害者とともに学ぶ防災講座【市民防災課】
- 交通安全対策費【生活安全課】
- 消費者行政推進費【生活安全課】
- 青少年健全育成推進費【少年愛護センター】

(主要事業の内容は関連資料を参照)